

## 立入認定手数料の見直しについて

知床五湖利用調整地区 指定認定機関  
公益財団法人知床財団

## 1. 指定認定機関の運営について

平成 23 (2011) 年度より公益財団法人 知床財団 (以下、財団という) は、知床国立公園知床五湖利用調整地区において、自然公園法 (以下、法という) 第 25 条に基づく指定認定機関として認定関係事務を実施している。指定認定機関は、法および知床五湖利用調整地区利用適正化計画 (以下、利用適正化計画という) ならびに知床国立公園知床五湖利用調整地区における認定関係事務の実施に関する規定 (以下、事務実施規定という) に基づき、過去 13 年間で 77 万人を超える立ち入り認定事務を実施してきた。

指定認定機関の運営は、利用者から徴収する利用調整地区への立入認定手数料 (以下、認定手数料という) が唯一の収入原であり、その額は法 31 条第 1 項に基づき「実費を勘案して」定めるものとされている。具体的には事務実施規定において、表 1 の金額が定められており、制度開始以来変更されていない。なお、事業収支に関しては毎年予算計画の認可申請と収支報告を法第 27 条に基づき環境大臣に行っており、同時に地域協議会 (知床五湖の利用のあり方協議会) においても報告・公開するなど説明責任と透明性のある運用を行ってきた。

表 1. 事務実施規定に定められた立入認定手数料の額

	植生保護期	ヒグマ活動期
大人	250 円	500 円
子ども (12 歳以下)	100 円	250 円

## 2. 収支に関する考え方

指定認定機関の経営を検討する際、その収入は利用者からの手数料を原資とするものであるが、知床五湖においては数万人規模の入込みを前提とし、比較的低廉な手数料額での運営を実現してきた。

しかしながら、観光入込みは天候や災害による変動が不可避であり、さらには知床五湖地区においてはヒグマの出没等により、認定手続きそのものを停止せざるを得ないことがたびたびあり、外的要因による変動は安定的な経営の課題となっている。

一方、支出面においては約 8 割が人件費に係る費用として計上されており、入込の増減に応じて柔軟に調整できるものではない。また、同地区の入込み特性として 7 月から 9 月にかけて年間入込みのおよそ 5 割が集中する構造となっており、こうしたピークに対応できる雇用をあらかじめ計画的に実施する必要がある。さらには、制度の丁寧な説明や外国人への対応、専門性の求められるヒグマ対応の一部を担っていることから人材の確保とその育成・定着は指定認定機関を運営する上で最重要項目である。

### 3. 過年度の認定実績と収支状況（別添 1）

過年度の認定実績を点検すると、ヒグマ活動期の認定実績は 2019 年度まで毎年増加を続けており、手数料の額も相対的に大きいため、収入を下支えしてきた。一方、植生保護期においては、春の積雪や悪天候、ヒグマ出没による遊歩道閉鎖などの影響を受けやすく、増減を繰り返す傾向がある。

収支バランスを検討すると、収入は 2015 年まで概ね増加傾向にあり、同時に増加する事務量や業務範囲の拡大に併せ支出も 2017 年まで増加している（図 1）。これらは、前述した現場運用を安定化させるために必須条件となる雇用環境改善の計画的な支出も含まれる。収支決算においては概ね黒字を達成してきたが、2012 年度および 2019 年度以降は赤字となっている（図 1）。特に 2020 年度から 2022 年度はコロナ禍による認定実績の減少によるものである。

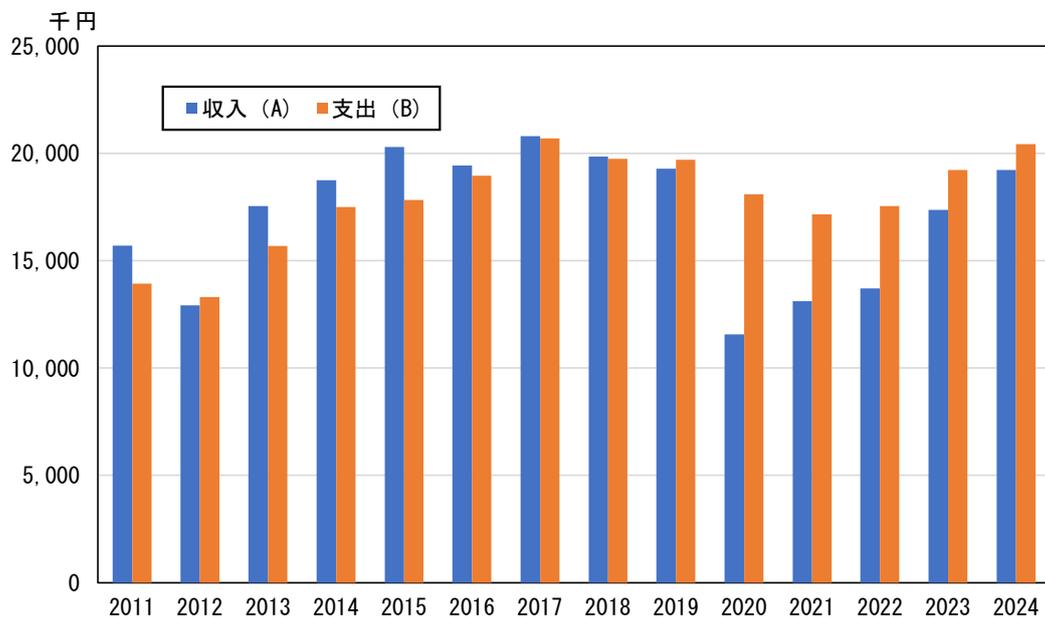


図 1. 指定認定機関の収入及び支出の年推移 (2011-2024)

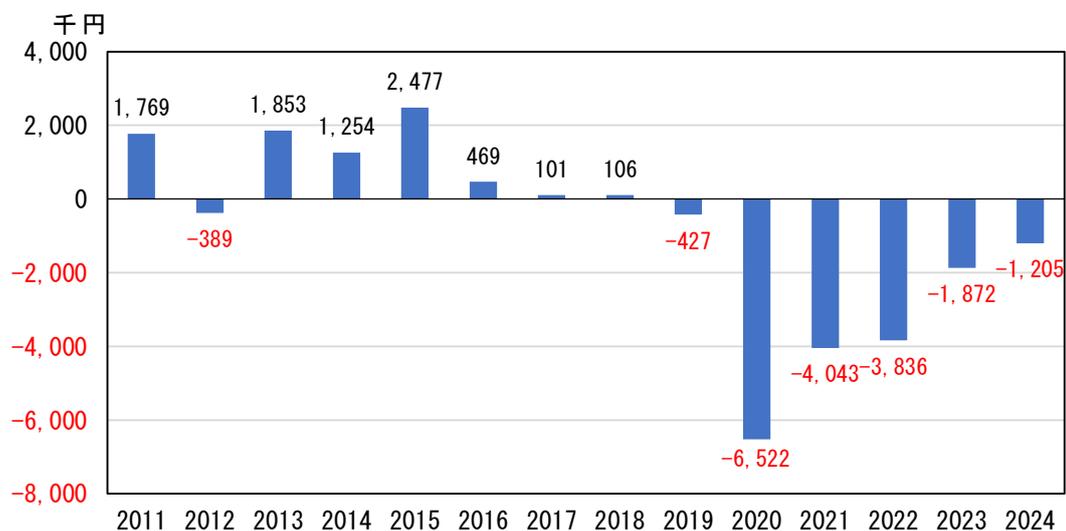


図 2. 指定認定機関の収支決算額の年推移 (2011-2024)

#### 4. 認定手数料の見直しとその考え方

2019 年以降、指定認定機関の収支は赤字が継続し、過去 6 年間で総額 1,790 万円の赤字を計上した。制度上認可団体の責に帰さない事由による、大幅な入込減や収入減に対応する方策は定められておらず、昨今の物価高騰や人手不足も考慮しながら、持続的な運営を勘案した手数料の見直しの検討が必要である。

知床五湖の利用のあり方協議会では、次期（第 4 期）利用適正化計画の改定について協議がなされており、第 47 回協議会（2025 年 1 月 21 日開催）では手数料の見直しについて承認を得た。

具体的な手数料を提案するにあたっては、以下の手順で行うものとする。

- (1) 制度上想定される認定事務の業務内容とその範囲の整理
- (2) (1) を満たす安定的な経営に必要な経費の見積り
- (3) 過年度の実績を踏まえた利用者数の将来予測
- (4) (3) を踏まえて (2) を満たす手数料水準の試算

#### 5. 認定事務の業務内容とその範囲

現行の事務実施規定（平成 24 年 3 月 29 日付け環自国許第 120329001 号）では、認定関係事務を次のように定めている。

- (1) 立入りの認定の申請及び立入認定証の再交付を行う者（以下「申請者」という。）への案内に関する事務
- (2) 立入りの認定の申請書及び立入認定証の再交付の申請書の受付に関する事務
- (3) 認定申請書の審査と認定に関する事務
- (4) 立入認定証の交付に関する事務
- (5) 事前レクチャーの案内及び誘導に関する事務
- (6) ヒグマ遭遇時対策に関する事務
- (7) その他業務報告等に関する事務

#### 6. 安定運営に必要な経費の見積り

安定的な経営に必要な年間の運営経費を見積る。必要経費は、直接人件費 (A)、直接経費 (B)、および一般管理費 (C) の 3 項目に分類して検討する。

##### A) 直接人件費

(考え方)

- ・ 認定関係事務の実施に係る人件費として、「ヒグマ活動期(A-1)」「植生保護期(A-2)」「遊歩道の点検 (A-3)」「期間外の事務 (A-4)」それぞれの必要人工を積算し、配置に応じた人件費単価を乗じることで直接人件費を算出した。
- ・ 人件費単価（日額）は、法人規則に基づく単価を基本とし、今後 5 年間の上昇分を見込んで算出した。
- ・ 人員配置は過年度の実績を参照し、正規職員、期間雇用職員ともにシフト勤務を基本としながら、利用の集中度合いや利用期に応じて調整するものとした。

(職員配置と人件費単価)

- ・ 正規職員 3 名程度 (認定事務 2 名、統括管理 1 名)  
日額人件費 2.3 万円～3.7 万円  
※経理事務担当の人件費を含む
- ・ 期間雇用職員 最大 5 名程度 (認定事務：期間雇用 3 名、短期雇用 2 名)  
日額人件費 1.0 万円～1.7 万円

(直接人件費の算出)

A-1. ヒグマ活動期 (83 日間)

- ・ 日あたりの配置人員を 4.1 人とし、その内訳は以下の通り。  
正職員：認定事務 1 人、統括管理 1 人、経理事務 0.1 人  
期間雇用職員 2 人

A-2. 植生保護期 (120 日間)

- ・ 日あたりの配置人員を 4.25 人とし、その内訳は以下の通り。  
正職員：認定事務 1 人、統括管理 1 人、経理事務 0.25 人  
期間雇用職員 2 人

A-3. 遊歩道開閉に伴う点検等

- ・ 荒天やヒグマ出没により実施する巡視や安全点検に係る事務
- ・ 開園期間(203 日間)において 34 回程度の実施を見込む(過去 14 年間の平均回数)。
- ・ 1 回の実施につき、2 名・半日程度の事務量を想定。

A-4. 業務報告書・収支決算書の作成、事業計画・収支予算書の作成

- ・ 開閉園の準備および片付け、職員トレーニング、事業レポートの作成など、主に利用調整の期間外 (12 日間) に行う事務経費を 1 人分計上。

B) 直接経費

- ・ 認定関係事務に必要な直接経費を過年度の実績を踏まえて算出した。
- ・ 車両費は損料として、複合機は賃借料として、複数年での償却を前提に計上した。

項目	内訳	計
旅費交通費	旅行業界説明会等	50,000
消耗品費	事務用消耗品、トナー代、展示用資材	600,000
印刷製本費	申請書・認定証印刷費、広報資料印刷	150,000
通信運搬費	業務連絡用携帯電話維持費	50,000
広告費	域内情報誌掲載料、デザイン制作ソフト維持費等	30,000
燃料費	公用車燃料費 (知床自然センターより往復 20km)	160,000
車両費	公用車損料 (小型・1 台)	600,000
賃借料	コピー機 (複合機) 借り上げ費	300,000
	合計	1,940,000

## C) 一般管理費

- ・一般管理費は、法人の基準として 15%を用いた。

## (まとめ)

- ・ 年間の運営に必要な経費を約 2,500 万円と見積もる。

項目	内訳	金額
(A)人件費	1. ヒグマ活動期	7,521,900
	2. 植生保護期	11,268,000
	3. 開閉判断人員	765,000
	4. 利用調整期間外に事務を行う人員	354,000
(B)直接経費	印刷費や通信料等	1,940,000
(C)一般管理費	(人件費+直接経費)×15%	3,277,335
合計	(A)+(B)+(C)	<b>¥25,126,235</b>

## 7. 過年度の実績を踏まえた利用者数の将来予測

手数料収入は、入り込み実績により大きく変動するため、適正な手数料額の算出にあたっては、利用者数の将来予測が必要である。ここでは、過去 14 年間の立入認定者数を人数の多い順に並べ（年順位）、上位、中位、下位の 3 つのグループに分け、それぞれのグループの平均値を利用者予測の参考値とした。

表 1 過去の立入認定者数の年順位とグループ分け

順位	年	認定者数 (人)	平均認定者数
1	2017 (H29)	72,282	上位グループ 69,515 人 ※70,000 人で試算
2	2015 (H27)	71,654	
3	2013 (H25)	69,380	
4	2018 (H30)	68,116	
5	2014 (H26)	66,141	
6	2016 (H28)	65,863	中位グループ 62,397 人 ※62,000 人で試算
7	2019 (R1)	65,021	
8	2024 (R6)	64,609	
9	2011 (H23)	59,591	
10	2023 (R5)	56,901	
11	2021 (R3)	47,147	下位グループ 45,592 人 ※45,000 人で試算
12	2022 (R4)	46,333	
13	2012 (H24)	45,234	
14	2020 (R2)	43,653	

## 8. 手数料水準の試算

(必要収入額)

条件 1. 認定関係事務の人員増員や事務内容の見直しを勘案した収入額 2,500 万円程度  
(利用者数の予測)

条件 2. 中位グループの予測値に応じた手数料額を算出する。

条件 3. 子どもの比率は通期で 6%とする。

条件 4. 収入に計上されない認定者数(再利用券の発行)を 1%と見込む。

(手数料の種類別)

条件 5. 知床五湖の利用のあり方協議会において、手数料は利用期の区別なく同額とすることが適当との意見もあり、今後の制度見直し等も勘案し、各利用期の手数料には差異を設けず、期間を通じて同額として設定する。

上記の条件を踏まえ、必要収入額を利用者数で除した値から手数料と収入予測を算出した。分かりやすさを考慮し、手数料は 10 円単位で設定する。

認定者数予測値	通期		収入計(千円)
	大人	小人	
中位グループ 62,000 名	450	200	26,701

## 9. 収支決算時における余剰金・欠損金の取扱いについて

指定認定機関の単年度の決算では、赤字・黒字が必ず発生するものであり、余剰金の繰り越し・積み立てにより中期的な観点で「収支相償」を実現するという考え方を検討する必要がある。

これについては、2025 年 4 月の改正公益認定法施行に伴い創設される「公益充実資金」の活用を検討する。一方、当該資金は、繰越金や予備費などのように将来の単なる備えとして積立てることは認められず、今後の活動見込みや積立て限度額を合理的に見積もる必要がある。また、資金の使途などについて説明責任が求められ、定期的な行政庁への報告や財務諸表に情報が開示される。現時点で手数料見直し後の収支見通しを予測することは難しいことから、数年の状況を踏まえつつ当該資金の導入について検討したい。

また、黒字が見込まれる場合には、積極的に制度運用の充実化や人材育成等に活用することとしたい(地域住民の手数料無料化施策など)。

## 10. 事務実施規程の改定

手数料の額を定める「事務実施規程」に、今回のあり方協議会で確定した次期計画の手数料額を反映し、利用適正化計画と併せて一括改定を行う。改定に際しては、以下の事項についても併せて見直す予定である。

- ・決済手段の多様化(電子決済)及び決済タイミングの柔軟化(事前決済等)
- ・認定関係事務を行う施設の追加
- ・認定関係事務の内容(地上歩道の安全点検と開閉判断の実施)の追加